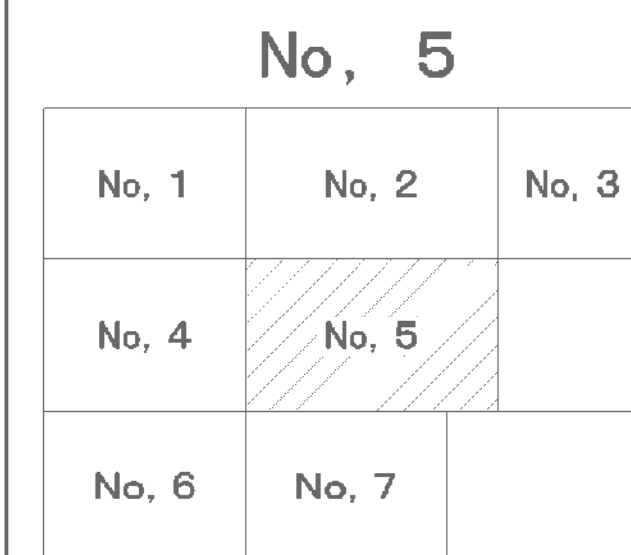


No, 5

[illegible][illegible][illegible][illegible]

凡例

- 変更前の区域区分線
- 変更後の区域区分線
- 小字界
- - - 町丁界・大字界
- - - 都市計画区域

1:2,500

0 50 100 200 300 400 500m

この「新憲草案」は、建設院が地味大臣の私設を以て内閣事務の重要職及び重要経費を掌用して得たものである。（永沼清著）
 第11頁140と160号

この「新憲草案」は、国土建設院の承認及び批准を得て内閣府内務省重要職及び経費成果を掌用して得たものである。（永沼清著）
 第116頁160と160号

この「新憲草案」は、国土建設院の承認及び批准を得て内閣府内務省重要職及び経費を掌用して得たものである。（永沼清著）第21頁160と34号

この「新憲草案」は、国土建設院の承認及び批准を得て内閣府内務省重要職及び経費を掌用して得たものである。（永沼清著）第27頁160と161号

この「新憲草案」は、国土建設院の承認を得て内閣府内務省の重要職を掌用して得たものである。（永沼清著）第28頁160と347号。

海 老 名	市町名	海 老 名 市
	事 項	
	件 名	海老名都市計画区域区分の変更
	図面の名称	計 画 図
	縮 尺	1/2,500
	番 号	4/10
作成年月日		令和 年 月 日

No, 7



記 号	
	△ 25.0 三 角 点 □ 25.0 水 草 点
	△ 25.0 歩 角 点 ▽ 25.0 水 草 点
	△ 25.0 公 (三 角 点) □ 25.0 溝 (水 草 点)
	△ 25.0 溝 (水 草 点) ▽ 25.0 溝 (水 草 点)

[illegible]

This map shows the Kōchi Prefecture area, including the cities of Kochi, Takamatsu, and Matsuyama. The map features a legend with symbols for 'small', 'large', 'road', 'railway', and 'river'. It also shows the locations of the 'Kōchi Prefecture' and 'Takamatsu Prefecture'.

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第五座標系
投影は横メルカトル図法
図層に表示してある座標値はプロメートル単位
ティックは0.5メートル、メートル四捨
五入の基準は東京湾の平均海面
平面直角座標値は2メートル
平面直角座標値は世界測地系による

凡例

- 変更前の区域区分線
- 変更後の区域区分線
- 小字界
- 町丁界・大字界
- 都市計画区域

市町名	海老名市
事項	海老名都市計画区域区分の変更
件名	海老名都市計画区域区分の変更
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	5/10
作成年月日	令和 年 月 日

No, 8

記 号[illegible]

日	国	一	定	地	シ	は160年
目		一	止	實	ヤ	しの地 (聖地)
▽	産	○	明	業	▽	
△	命	点	計	業	テ	やし有 像
△	想	人	産	林	テ	
△	新	心	竹	林	△	室の地
△	景	心	園	庭	△	
△	見	心	庭		△	立ふおひ屋
△	其の地の 樹木等	心	実	地	△	
△		心			△	パイナップル屋

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅱ座標系
 投影は横メルカトル図法
 図面に表示してある座標値はキロメートルと単位
 ティックは0.5キロメートルの間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等距離線の間隔は2メートル
 平面直角座標値に世界測地系による

凡例

- 変更前の区域区分線
- 変更後の区域区分線
- 小字界
- 町丁界・大字界
- 都市計画区域

市町名	海 老 名 市
事項	
件 名	海老名都市計画区域区分の変更
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	6/10
作成年月日	令和 年 月 日

①この測量成果は、建設省に提出された測量成果をそのまま国内向けの測量及び測量成果を使用して得たものである。(永沼隆吉 11 年 16 期第 106 号)

②この測量成果は、国土地方部省の承認及び勘定を得て同所管の測量及び測量成果を常用して得たものである。(永沼隆吉 11 年 16 期第 160 号)

③この測量成果は、国土地方部省の承認及び勘定を得て同所管の測量成果を使用して得たものである。(永沼隆吉 27 年 4 期第 181 号)

④この測量成果は、国土地方部省の承認及び勘定を得て同所管の測量成果を使用して得たものである。(永沼隆吉 27 年 4 期第 347 号)